

議第74号

三島市民文化会館条例の一部を改正する条例案

三島市民文化会館条例（平成2年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

リハーサル室（ホール併用以外）	2,640円	3,170円	5,810円	3,700円	6,870円	9,510円
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

備考

- 1 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 大会議室、第1会議室及び第2会議室を展示室として利用する場合（利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合を除く。）の利用料金の限度額は、基本利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。
- 3 利用の承認を受けた時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、ホールの利用の例による。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

」

を

「

リハーサル室（ホール併用以外）		2,640円	3,170円	5,810円	3,700円	6,870円	9,510円
ロビー	1平方メートルにつき	20円	20円	20円	20円	20円	20円
エントランスホール		20円	20円	20円	20円	20円	20円
屋外広場		20円	20円	20円	20円	20円	20円

備考

- 1 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合

の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 大会議室、第1会議室及び第2会議室を展示室として利用する場合（利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合を除く。）の利用料金の限度額は、基本利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。

3 利用の承認を受けた時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、ホールの利用の例による。ただし、ロビー、エントランスホール及び屋外広場にあつては、この限りでない。

4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

」

に改める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の三島市民文化会館の利用に係る料金の額について適用し、同日前の三島市民文化会館の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

平成29年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士